

平成 27 年 12 月 22 日
学 長 裁 定

改正 平成 28 年 5 月 10 日

改正 平成 30 年 7 月 31 日

改正 令和元年 11 月 29 日

改正 令和 2 年 9 月 8 日

「学生の災害ボランティア活動への教務関係対応方針」の対象とする災害について

「学生の災害ボランティア活動への教務関係対応方針」(平成 27 年 12 月 3 日大学教育推進委員会承認)「2. 授業における取り扱い」の「公欠」の対象とする災害は、以下のとおりとする。

- ・熊本地震（指定期間：平成 28 年 4 月 27 日から令和 3 年 3 月 31 日まで）
- ・平成 30 年 7 月豪雨（指定期間：平成 30 年 7 月 17 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）
- ・令和元年 8 月 13 日から 9 月 24 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害（台風第 10 号、第 13 号、第 15 号及び第 17 号の暴風雨を含む。）
（指定期間：令和元年 10 月 11 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）
- ・令和元年 10 月 11 日から同月 26 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害（台風第 19 号、第 20 号及び第 21 号の暴風雨による災害）
（指定期間：令和元年 10 月 16 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）
- ・令和 2 年 5 月 15 日から 7 月 31 日までの間の豪雨による災害
（指定期間：令和 2 年 8 月 25 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）